

## 学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱

(平成22年5月31日北海道教育委員会教育長決定)

(平成28年3月31日 一部改正)

(平成30年3月30日 一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、学校及び教職員の法令等違反に関する道民からの情報提供の処理に関し必要な事項を定めることにより、学校運営の適正化を推進するとともに、情報提供者の保護を図り、もって学校教育に対する道民の信頼の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「学校」とは、道立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「道立学校」という。）並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「市町村立学校」という。）をいう。

2 この要綱において、「教職員」とは、道立学校に勤務する職員及び市町村立学校に勤務する職員をいう。

3 この要綱において、「情報提供」とは、学校の運営及び教職員のサービスに関し、法令や学習指導要領に違反する行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を北海道教育委員会に伝達することをいう。

4 この要綱において、「情報提供者」とは、前項の情報提供を行う道民（児童生徒の保護者、地域住民、教職員等）をいう。

### (処理体制)

第3条 情報提供の窓口は、総務政策局教育政策課長（以下「教育政策課長」という。）とする。

2 情報提供者は、別紙の法令等違反行為の例を参考として、教育政策課長あてに文書により情報提供を行うものとする。

3 教育政策課長は、情報提供者から情報を受理した場合は、当該情報について調査の必要性を十分に検討した上、調査を行うときはその旨を、調査を行わないときはその理由を、当該情報提供者に対し通知するよう努めるものとする。

4 教育政策課長は、前項の検討の結果調査を行うこととした場合は情報提供内容を所管する関係部署（以下「担当部署」という。）に当該調査の実施を指示するものとする。

### (情報提供者の保護)

第4条 情報提供者は、正当な情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 情報提供者の氏名等については、北海道情報公開条例に基づき、非開示情報として処理するなど、適切に管理するものとする。

(情報提供者の責務)

第5条 情報提供者は、不正な利益を得る目的、教職員を誹謗中傷する目的又は第三者に損害を与える目的で情報提供してはならない。

2 情報提供者は、情報提供に当たっては、原則として、氏名及び連絡先を明らかにし、客観的な事実に基づき行わなければならない。

(道立学校に関する調査)

第6条 担当部署は、調査の実施に当たっては、情報提供者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行う。

2 担当部署は、必要があると認めるときは、関係道立学校の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係道立学校職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。

3 前項の関係道立学校職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該調査に誠実に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らし、又は当該情報提供者を特定するための調査等を行ってはならない。

4 担当部署は、調査が終了した場合、当該調査結果を速やかに教育長に報告しなければならない。

(市町村立学校に関する調査)

第7条 担当部署は、情報提供内容が市町村立学校に関するものである場合には、当該市町村教育委員会に調査等の適切な対応を依頼する。

2 担当部署は、市町村教育委員会における調査等が適切な方法で行われるよう、前条の道立学校に関する調査を参考にしつつ、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

3 市町村教育委員会は、調査等が終了した場合には、その結果を速やかに担当部署に報告し、担当部署は、当該報告の内容を速やかに教育長に報告しなければならない。

(調査結果に基づく装置等)

第8条 教育長は、第6条第4項及び前条第3項に基づく調査結果等の報告を受けた場合には、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

2 教育長は、前項の措置を講じるに当たって必要がある場合には、北海道教育委員会の議決を経る又は北海道教育委員会に指示を仰ぐものとする。

3 教育政策課長は、情報提供に係る調査結果及び講じた措置の概要を、関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、情報提供者に対し通知するよう努めなるものとする。

4 教育長は、この要綱に基づく情報提供制度の情報提供件数等の運用状況について公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別紙

### 学校及び教職員の法令等違反行為の例について

#### 1 学校教育法施行規則関係（学習指導要領等に基づかない指導）

例えば、学校において、次のような事実があった場合には、法令等違反となるおそれがあります。

- ・ 小中学校において、学習指導要領に基づき、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導が行われていない。
- ・ 小中学校において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習に時間及び特別活動それぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数が確保されていない。
- ・ 高等学校において、教育課程が、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成されていない。
- ・ 高等学校において、すべての生徒に履修させる各教科・科目を履修させていない。

※ いずれも文部科学省から研究開発校又は教育課程特例校の指定を受け、学習指導要領等によらない教育課程の編成を認められている学校は除く。

#### 2 教育公務員特例法関係（政治的行為）

例えば、教職員に、1～4頁のような行為の事実があった場合には、法令違反となるおそれがあります。